

法人会だより

かつしかの窓

2023
Vol.393
錦秋

え？
高いところの
線路って
踏切無いの？

高架化したら
この踏切も
無くなっちゃう
のかあ

車
輛
通
行
禁
止

車
輛
踏
切
通
行
禁
止

Contents

令和5年度法人会と区民の集い	2
第24回政治経済講演会	3
葛飾企業人	4～5
葛飾税務署定期異動のお知らせ	6～7
法人会活動レポート	11

私の税務職員としての思い	12
葛飾都税事務所からのお知らせ	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	14
説明会のご案内/税務相談/編集後記	15

令和五年度

法人会と区民の集いが開催される

日時：七月二十四日

場所：かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

― 研修会と歌謡ショー ―

ゲスト 第一部 研修会

福岡政行氏

中畑 清氏

第二部

歌謡ショー

川中美幸氏



葛飾法人会の公益事業「法人会と区民の集い」が令和五年七月二十四日、かつしかシンフォニーヒルズモーツァルトホールにて行われた。今年第一部に福

岡政行白鷗大学名誉教授と元巨人軍選手及びコーチ、元DeNA監督の中畑清氏が登場、第二部には歌手の川中美幸さんを迎えた。

司会の大畑副会長の一声、山本副会長の開会の辞にて始まる。続いて増田会長が法人会を代表してあいさつ、本会が自主申告納税を通じて戦後の復興を支えた歴史にふれ、終始納税意識の高揚と税務研修を通じて活動、現在公益社団法人として地域貢献にいそしむ現状を披露した。続いて青木葛飾区長が駆けつけて登壇、葛飾法人会の税にかかわる活動、また広範な公益事業を評価し、さらなる期待を寄せた。ここで、組織委員会の坂田委員長が、法人会の活動とその社会的意義を語り、聴衆に入会を力強くアピールした。

第一部は登壇の二人が駒澤大学における教

師と教え子という子弟コンビ。今日は師匠が弟子に質問して答える形。軽妙洒落な野球談議は漫才を聞くようで会場を大いに沸かせた。第二部はお待ちかねの川中美幸歌謡ショー。楽しい語りを交えて歌い上げる名曲の数々に聴衆は最後まで酔いしれた。



十月二十日 講師：北野 大氏

第二十四回政治経済講演会を開催 「北野家の訓えと教育論」

於 かねありりオホール

第二十四回政治経済講演会は、化学者、教育者、淑徳大学名誉教授の北野大氏を迎え行われた。もちろん著名なタレント北野たけし氏の兄として知られる。

司会の大畑副会長の第一声。まず、主催者を代表し、増田会長があいさつした。会長は昭和二十四年、戦後の民主主義の台頭に伴い、社会を支えるための納税知識の普及と納税意識の高揚を使命として中小企業の経営者を中心に誕生した法人会の歴史にふれ、その一貫した活動を紹介。昨今ではインボイス制度理解促進に貢献している旨を報告した。また、この講演会によって皆さんに元気になってもらい、葛飾を元気にしたいと願った。

講演に入って講師が披露した北野家のお袋さんの訓えは五つ、①実るほど頭を垂れる稲穂かな、②自慢高慢馬鹿がする、③一杯の酒に城が傾く、④物をもらって怒る人はいない、⑤人は物を欲しいときは物をくれない、である。

要は威張ってはいけない、謙虚になれ、不正は必ず明らかになる。感謝の気持ちで物を渡すことにより良い人間関係を築けという知恵である。

次に日本の下町のキーワードとして、①おせっかい、②やせ我慢、③もったいない、を挙げた。

日本人のいい意味での「おせっかい」はボランティア精神に通じる。また多少高くても「地元でものを買おう」など「やせ我慢」はあえてリスクをとることににより良い結果をもたらす。「もったいない」はそのものの価値を生かさないうで無駄にするということ。日本人が食事前に「いただきます」というのは、これから命をいただきますという素晴らしい精神。

最後に、人は「ほめて育てる」「才能のない人は努力せよ」など自身の教育人生を通じて得た教育論を披露、また「昨日までできたことができないのが高齢者」「転ぶな」「風邪をひくな」「義理を欠け」など、老人の心得にふれ、講演を締めくくった。



第28回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON

サムライ株式会社

水元への熱い想い、地域への貢献

サムライ株式会社

代表取締役 新城 政也

生まれ育った水元で新たに起業。

次は水元の未来のために。

Q 水元で生まれ育ったとうかがいました。

A 私は1984年に水元で生まれ、4人兄弟の末っ子として育ちました。今も実家は水元にあります。父は水元で運送会社を立ち上げ、現在は兄がその会社を営んでいます。私の人生は水元で始まり、水元で形作られたといってもよいと思います。水元は私にとって特別な場所です。ここで育ち、多くの思い出があります。家族と友人、そして地元の人々とのつながりから私は水元に深い愛着を感じています。この愛着が地元への貢献への原動力となりました。

Q ご自身で保険代理店を起業されましたが、起業されるまでの経緯を教えてください。

A 大学卒業後、保険代理店や不動産会社で働いていました。どちらもとても忙しく大変でしたが、その経験が今の私の仕事に役立っています。会社勤めをしている時も「いつかは水元に戻りたい」という思いがありました。そして、2016年、その思いが実現して水元で損害保険代理店を立ち上げ、サービス

を提供することができるようになりました。保険は万が一の際にお役に立つ物です。そんな時にサポートできるように「人と人とのつながり」を大切にしたいと思っています。

Q 水元に戻ってこられていかがでしたか？

A 地元水元に戻ることは私の夢だったのでありますが、それが現実になってからは地元での活動を楽しくしています。新型コロナウイルスの影響が広がる中、2020年から地元の消防団での活動に参加し、地域社会の安全を守る活動を行っています。

Q 子供の頃からスポーツをされているとうかがいました。

A 小学校から大学までスポーツを続けていました。野球は小学校2年から中学3年まで、サッカーは小学生の時は葛飾リトルリーグ、中学生の時は葛飾リトルシアに所属、大学でもサッカー部に所属していました。野球とサッカー両方やっていた時期もあります。大変でしたがとても鍛えられました。監督やチームメイトとは今でも付

き合いがあります。

Q 区議会議員に立候補されたそうですが

A 2021年、私は地域と子どもたちのために何かをしたいという思いで葛飾区議会議員に立候補しました。地元の知り合い、恩師、友人たちに応援していただいて大変心強かったです。結果は残念ながら落選でしたが、この経験を通じて改めて地元水元のつながりを感じ、地域の力になりたいという思いを新たにしました。

Q 葛飾法人会会員へ一言お願いします。

A 最初は法人会の活動に参加するきっかけが分からないかもしれませんが、まずはイベントなどに参加して知り合いを作って楽しんでいただきたいと思います。法人会のメンバーもサポートします。せっかく葛飾法人会に入会されたのですから大いに法人会を活用してください。

サムライ株式会社

〒125-0032 水元3-3-5
TEL 03-5876-9175 FAX 03-5876-9176
<http://www.samurai-kk.co.jp/>



葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に島津氏、
石崎署長は、税務大学校に!!

● 着任のご挨拶 ●



長 啓 二
署 津 島
しま 島

深秋の候、公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

七月の定期人事異動により、東京国税局総務部業務センター統括管理官から葛飾税務署長を拝命いたしました島津と申します。前任の石崎同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚のため、様々な公益活動を活発に展開され、会員企業並びに地域社会の健全な

発展に大きな役割を果たされており、私も税務行政に携わる者として大変心強く感じております。増田会長をはじめ役員の皆様方のご尽力と熱意ある活動に対しまして深く敬意を表する次第であります。

さて、インボイス制度が本年十月から開始しました。

国税当局としましては、今後もしも引き続き、インボイス発行事業者として登録するか否かを検討されている事業者の方に向け、個々の事業の実態を踏まえた個別相談など、寄り添った対応を継続してまいります。

また、インボイス発行事業者への登録を契機に課税事業者となった方が、適正に消費税の申告ができるよう、ダイレクトメールやe-Taxメッセージボックスへの通知など各種広報を活用

し、消費税申告が必要であることをお知らせするとともに、各種説明会においてインボイス制度を含む消費税制度の説明を行ってまいります。

葛飾法人会の皆様におかれましては引き続き、各種説明会の実施や署が開催する説明会の日程等につきまして、周知・広報に御協力をお願いします。

ところで、国税庁では、「税務行政の将来像 二〇二三」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた施策を進めていくとの方針が示されました。

これまで以上に自宅等からのe-Tax、キャッシュレス納付、電子納税証明書などの普及・定着に積極的に取り組んでまいり

ますので、引き続きe-Taxの利用促進やキャッシュレス納付推進等に御協力賜りますようお願いいたします。

また、電子帳簿保存法について、令和三年の税制改正に続き、令和五年の税制改正におきまして、更にその一部が改正されており、令和六年一月一日からは、電子取引データにつきましては、書面ではなくデータでの保存が求められておりますので、御対応をよろしくお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第1部門 統括官

はし がみ ゆ き
橋上 友紀

出身地 千葉県

コメント この度の人事異動で、戸塚税務署より異動してまいりました。どうぞよろしく、お願い申し上げます。



総務課長

かわ むら せい こ
川村 聖子

出身地 東京都

コメント この度の人事異動で、江東西税務署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしくおねがいいたします。



副署長

もり まさ ひろ
森 正宏

出身地 東京都

コメント この度の人事異動で、税務大学校より異動してまいりました。1年間どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第2部門 源泉審理上席

なり かわ よう いち
成川 陽一

出身地 大阪府

コメント 葛飾税務署2年目となりました。引き続きよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門 法人審理上席

よこ た じゅん
横田 淳

出身地 神奈川県

コメント この度の人事異動で、法人審理担当となりました。1年間どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第2部門 統括官

せき や のり こ
関矢 範子

出身地 兵庫県

コメント 葛飾署3年目となりました。引き続きよろしくお願いいたします。

葛飾税務署 新名簿（令和5年人事異動）

《令和5年7月10日現在》

役 職 名	令和5事務年度		役 職 名	令和5事務年度	
	氏 名	異 動 元		氏 名	異 動 元
署 長	島 津 啓 二	東京国税局養務センター・統括管理官	法人第4統括官	木 村 吏 佐 子	甲府署・法人1・連絡調整官
副 署 長 (法)	森 正 宏	税務大学校・総合教育部・教授	法人第5統括官	岡 田 真 澄	千葉東署・法人1・連絡調整官
副 署 長 (総)	蛸 星 英 司	神田署・総務課・総務課長	法人第6統括官	中 山 貴 詞	東京局・課税第二部・統括調査官・主査
特別国税調査官(法)	植 山 和 代	日本橋署・総務課・総務課長	審理専門官(法人)	鎌 田 兼 司	(留任)
特別国税調査官(法)	俵 栄 利	四谷署・法人1・統括官	連絡調整官(法人)	大多和 宏 司	東京局・調査第一部・統括調査官・調査官
総 務 課 長	川 村 聖 子	江東西署・総務課・総務課長	法 人 (審理上席)	横 田 淳	葛飾署・法人1・上席
法人第1統括官	橋 上 友 紀	戸塚署・法人1・統括官	源 泉 (審理上席)	成 川 陽 一	(留任)
法人第2統括官	関 矢 範 子	(留任)	総 務 課 長 補 佐	宮 川 琢 匡	(留任)
法人第3統括官	外 山 幸 二	(留任)			

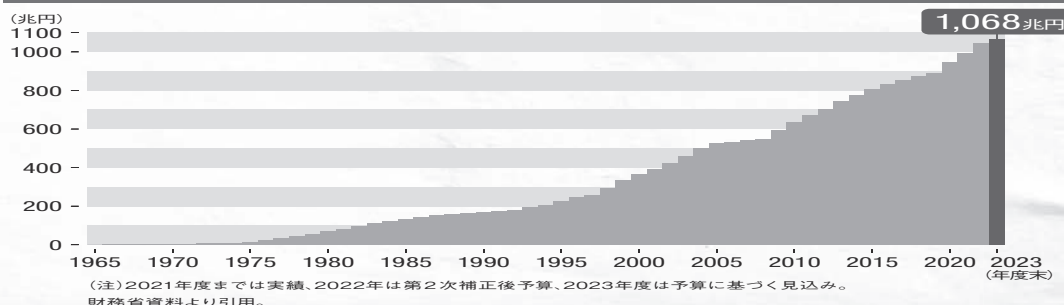
国債残高 1000兆円超 を求めます!

公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）
ました。地域経済や雇用の担い手である中小企業
承継や消費税のインボイス制度などへの対応も
兆円を超えていますが、コロナ対策財源として発行
や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、
高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な
な財政運営では国の未来は開けないと考えます。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株) 名誉理事

2. 日本の普通国債残高の推移



提言する提言（概要）

Ⅰ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んで
る企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。

2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。

2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。

3) 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を
検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、
事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、
取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。
消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

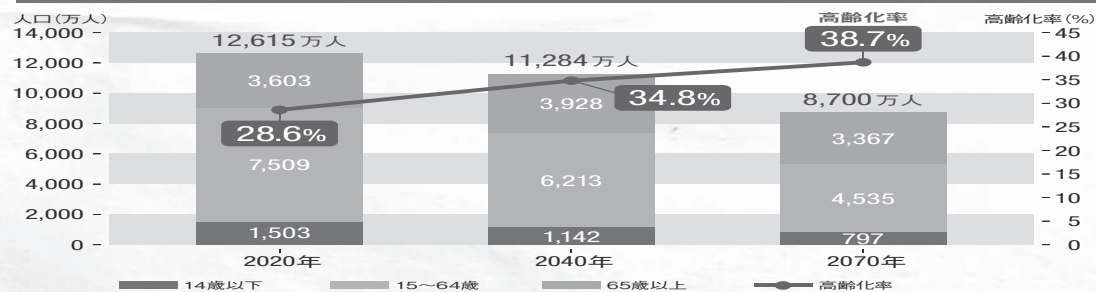


法人会 からの提言

少子高齢化 私たちは財政健全化

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公法」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業の停滞、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円に達した約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策の財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するよう

1. 今後の人口構造の変化の見込み



令和6年度税制改正に関する

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- ・まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円(令和5年度 約134兆円)に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- ・少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」※を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。 ※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略（注）

還付がスピーディー

（注）法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



従業員の退職金準備は

とく たい きょう 共 退 特

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会（東法連）が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金を預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



法人会活動レポート

青年部会

8月23日

夏休み税金教室



今年は夏休み税金教室を開催できました。納税疑似体験も無事済ませて、楽しく税の仕組みを学習しました。

総務委員会

9月4日

第3回オープンボウリング大会



コロナ禍で行えなかったボウリング大会、今年は4年ぶりに開催できました。豪華な賞品も揃えて盛大に開催できました。

厚生委員会

9月15日

健康セミナー



サバ缶は生のサバより栄養豊富?! (あなたの知らない缶詰の新常識のすべて教えます)と題して講師に、缶詰博士でタレントの黒川勇人氏をお迎えし、楽しい講義を受けました。

税制委員会

10月18日

第39回法人会全国大会・群馬大会



当日は増田会長、篠原副会長、鹿住税制委員長の3名で参加しました。

この他にも、地域事業部行事や支部を実施しています。また、事業研修委員会を中心にオンラインによる各種セミナーも随時開催しています。当会のホームページもぜひご覧ください。



女性部会

7月8日、18日他

租税教室



今年も、7月から葛飾区の小学校をまわり租税教室を開催しました。生徒の皆さんも真剣な目で参加していました。

四つ木支部

9月3日

支部会員交流会



久しぶりの支部会員交流会「屋形船 親睦の集い」を開催しました。小学校3年生から80代までと、幅広い年代の参加者で楽しい一日を過ごしました。

事業研修委員会

9月12日

簿記学院 (簿記中級講座)



簿記3級の講座を今年は開催時間を変えて実施中です。広報誌がお手元に届くころには全12回の講義も終了する予定です。

女性部会

10月10日

施設慰問



東京都葛飾福祉工場（金町）へ施設慰問に行ってきました。障がい者の社会的・経済的自立を目的とした工場でレタス栽培、袋詰めなどの作業を見学しました。皆さん意欲的に働いていらっしゃいました。

女性部会

10月26日

絵はがき選考会



絵の専門家の先生をお招きして、今年度も選考会を開催しました。大勢のご来賓の方々も、どの作品が良いか厳正な中にも和気あいあいと選考がなされました。

私の 税務職員と しての思い

葛飾税務署長

島津 啓二

署長という立場なので、皆様方との信頼関係をより強固なものとするために、最初の掴みとして、皆さんが思わずくすつと笑ったりするような面白い話の一つも書ければいいのですが、そんなに器用ではありませんので、税に関する昔の話を紹介しながら、最近、私を感じたことを書かせていただきます。

戦後の税制改正により申告納税制度が導入され、この新制度に適合した組織として、昭和二四年に国税庁が設置されました。その当時の税務行政を取り巻く環境がどのようなものであったか 振り返ってみます。

昭和二四年度における所得税の更正決定件数、言い換えると過少申告や無申告であったため税務署長の職権で追徴課税された件数は、納税者総数の五割を超え、申告納税制度での適正申告とは程遠い状況でした。納税者自らが申告と納税を自主的に行う税制が始まったばかりで制度として定着していなかったこと、国税組織や税務職員に信頼感が足りなかったことなど、その背景には様々な課題があったとされていますが、税務当局にとっても納税

者にとっても大変に厳しい時代であったと思います。

そのような状況下、国税庁の初代長官から、税務職員に対して次のような訓示がありました。

「・・・現下の税務行政の真の姿を直視し、真に国民に親しまれ信頼される税務行政の確立を期するため、重ねて諸君の一段の努力をお願いしたいと思う。・・・税務職員は、謙虚な反省と、これに基づくたえざる工夫と努力が強く要請されるが、われわれがいかに反省努力しても、納税者の積極的協力が無い限り、税務行政の成功は、到底望みえない・・・納税思想の普及宣伝にも深く留意し、その善意と信頼に立脚する申告納税制度の完成にまい進したい。」

葛飾税務署長を拝命して、署長としての在り様を自分なりに考えたときに、初代長官のこの訓示を思い返すことになりました。

時代や社会経済情勢は異なりますが、税務職員として、常に謙虚な反省とこれに基づく

絶えざる工夫と努力を行うことはもちろんのこと、関係民間団体の皆様の善意と信頼を背景に、ご理解とご協力をいただきながら円滑な税務行政に努める、また、広報活動や租税教育を積極的に推進し、将来の協力者たる納税者の育成にも努める、という在り様に変わりはありません。昭和から平成、そして令和へとは流れて、電化から電子化、そしてデジタル化と身の回りのツールは大きな進化を遂げていますが、変えてはいけない思いは、時代を超えて引き継がれています。

この長官訓示と時を同じくする昭和二四年に葛飾法人会の前身となる葛飾法人納税協力が設立（翌年に葛飾法人会と改称）されたということであり、法人会の皆様との関係は長きに渡っています。その間、税務行政に対して、「積極的協力」をいただいていたことに、この場をお借りして心より感謝の意を表します。

これからも、円滑な税務行政の実現に向けて、引き続き、ご理解ご協力を賜りますよう、どうぞよろしく申し上げます。

（文中の長官訓示は、昭和二五年十一月十日 高橋衛国税庁長官訓示から一部を抜粋したものです。）

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

eLTAX 電子納税が大変便利です

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

自宅やオフィスからお手続きが可能です

- 💡 インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納税可能

様々な納付方法をご利用いただけます

- 💡 ペイジー納付（インターネットバンキング、ATM から納付）
- 💡 クレジットカード納付
- 💡 ダイレクト納付（事前に登録した口座から税額を引き落として納付）

詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日（木）	12月29日（金） ～1月3日（水）	1月4日（木）
都 税 の 納 付	○	×※	○
都税の申告（申請）書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証 明 書 等 の 発 行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口や金融機関のペイジー対応の ATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所等

にせ都税メール・電話にご注意ください

都税事務所の職員を装って、個人情報や不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、東京都主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

給与支払報告書の提出期限は令和6年1月31日です

令和5年中に従業員に給与の支払いがあった場合は、令和6年1月1日現在に従業員の住所がある区市町村へ、給与支払報告書を提出してください。（退職者・パートの方などすべて対象です。）

◎提出していただく書類

提出書類は、必ず令和6年度様式で提出してください。

様式は葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

令和5年度より副本の提出は不要となりました。給与支払報告書（総括表）は1枚、給与支払報告書（個人別明細書）は従業員ごとに1枚を提出してください。

①給与支払報告書（総括表）

令和5年度に特別徴収をされている事業所には、「葛飾区提出用総括表」を12月上旬に葛飾区から送付しますのでご使用ください。

②給与支払報告書（個人別明細書）

記載漏れがあると、適正に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

③普通徴収切替理由書

葛飾区が作成した「給与支払報告書（総括表）」には下段に記載しています。

下記理由により特別徴収ができない場合は、該当者の個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の符号（「普F」など）を必ず記載し、総括表・普通徴収切替理由書と併せて提出してください。

下記の「普通徴収切替理由」以外の理由で普通徴収にすることはできませんのでご注意ください。

符号	【普通徴収切替理由】
普A	総従業員数が2人以下（総従業員数から以下の普B～普Fの理由に該当する全ての従業員数（他区市町村分を含む）を差し引いた人数）
普B	他の事業所で特別徴収する（乙欄該当者など）
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない。）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者や令和6年5月末日までに退職予定の者、令和6年6月以降休職の者

◎提出先

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区総務部税務課課税係

給与支払報告書は葛飾区役所税務課課税係（区役所3階321番）で配布します。
給与支払報告書は葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

給与支払報告書は電子データによる提出をお願いします。

給与支払報告書については、基準年（前々年）における給与源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上あるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されています。

- ・eLTAXで提出する場合は、地方税ポータルシステム（地方税共同機構）へお問い合わせください。eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・光ディスク（電子データ）で提出する場合は、税務課課税係（03-5654-8550）へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■



京成立石駅北口の再開発に伴う解体工事と京成線高架化のための工事が本格化してきました。解体工事が始まる直前の9月2日には「北口に捧げるFOREVER（フォーエバー）2023クリーン作戦と立石の思い出」が開催され、地域の小学生によるパフォーマンスなどが行われた、大変な賑わいでした。表紙の二人も現在の踏切のある風景を惜しんでいるようです。二人が大人になるころには立石はどんな姿になっているでしょう。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

「錦秋号」をお届けします。

「私の」シリーズは島津啓二葛飾税務署長、「葛飾企業人」は水元中央新支部長、新城政也氏とフレッシュな面々に登場いただきました。まことにありがとうございました。

秋はイベントの季節。当会でも、例年の「法人会と区民の集い」「政治経済講演会」が盛大に催されました。また「ボウリング大会」は内外多くの方々に参加いただき腕を競いました。さらに今号が発刊されるまでには多くの事業が予定されています。こうした行事を通じて当会の活動を知っていただき、新しい会員が参加してくださることを念願するものです。

巷ではそこかしこに祭のお囃子や神輿を担ぐ声が聞こえています。まさに日本の秋が戻ってまいりました。(S)

◆ 説明会のご案内 ◆

決 算 法 人 説 明 会		
開催日	時 間	場 所
1月17日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
3月4日(月)	13:30～16:00	葛飾法人会館
3月19日(火)		
4月3日(水)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新 設 法 人 説 明 会		
1月22日(月)	13:30～16:00	葛飾法人会館

○ 葛飾税務署より対象者にご案内はがきが届きますので、ご案内に従って説明会にご参加ください。

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料！

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください！

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.393

令和5年11月25日発行

発 行 所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <https://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発 行 人 増 田 充 孝 編 集 人 鈴 木 隆 文



公益社団法人 葛飾法人会員

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一（一）の上部欄外の右上部分に
← このシールを貼ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。）

税に強い、経営者が 次世代を支える!

法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君



法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 

